別表第四十五を次のように改める。

別表第四十五　証明規則第２条第１項第19号の３、第19号の３の２及び第19号の３の３に掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項（共通）

１　試験場所の環境条件

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ 8703による常温及び常湿の範囲内とする。

２　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

⑵　その他の場合

外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次に定めるものとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合　定格電圧。

イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨並びに当該特定の変動幅の上限値及び下限値が工事設計書に記載されている場合　定格電圧並びに当該特定の変動幅の上限値及び下限値。

３　試験周波数と試験項目

⑴　試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全ての周波数）で測定する。

⑵　5.2GHz帯、5.3GHz帯及び5.6GHz帯ごとにそれぞれ試験を行う。ただし、十三、十四、二十六及び二十七の項の試験周波数については、試験機器の発射可能な周波数のうち無作為に選択した１波について試験を行う。

⑶　160MHzシステムにあっては、5.2GHz帯又は5.3GHz帯の場合には5,250MHz、5.6GHz帯の場合には5,570MHzで試験を行う。ただし、２つの周波数セグメントを同時に使用する場合には、5,210MHz及び5,530MHz、5,210MHz及び5,610MHz、5,290MHz及び5,530MHz又は5,290MHz及び5,610MHzで試験を行う。

⑷　十三、十四、二十六及び二十七の項の試験については、複数の空中線を有する場合は、任意に選択した一の空中線で試験を行う。

４　システム

複数のシステムを有する場合は、それぞれのシステムごとに試験を行う。

５　拡散符号

試験機器が拡散符号の切替機能を有する場合は、符号系列、符号長及び符号速度の組合せが異なるごとに適当な１つの拡散符号について行う。

６　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、各測定項目を測定する。

７　測定器の精度と較正等

⑴　測定器は、較正されたものを使用する。

⑵　測定用スペクトル分析器は、デジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものについては、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）及びビデオ帯域幅等の各試験項目の「測定器の条件」が設定でき、かつ、次の条件に適合するものに限る。

ア　解析帯域幅を超える掃引周波数幅を必要とする測定項目については、分割して掃引が可能であること。

イ　バースト波を測定する場合は、解析対象のバースト周期以上の波形全体を安定的に取り込むことが可能であること。

ウ　スプリアス発射又は不要発射の強度の測定項目において、60dB以上のダイナミックレンジが確保できること。

二　一般事項（アンテナ端子付き）

１　本試験方法の適用対象

⑴　本試験方法は、一の項から十四の項までをアンテナ端子（試験用端子を含む。）のある設備に適用する。

⑵　本試験方法は、内蔵又は付加装置により次の機能を有する機器に適用する。

ア　通信の相手方がない状態で電波を送信する機能

イ　連続送信状態又は継続的（一定周期かつ一定バースト長）バースト送信状態で送信する機能

ウ　試験しようとする周波数を設定して送信する機能

エ　試験用の変調設定ができる機能及び変調停止ができる機能

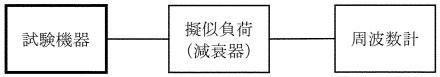
オ　標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｏ.150による９段ＰＮ符号又は15段ＰＮ符号）により変調する機能

２　その他

試験機器の擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンスを50Ωとする。

三　周波数の偏差（アンテナ端子付き）

１　測定系統図



２　測定器の条件

⑴　周波数計としては、周波数カウンタ又はスペクトル分析器（局部発信器がシンセサイザ方式のものに限る。）を使用する。

⑵　周波数計の測定確度は、設備規則に規定する許容値の１／10以下とする。

⑶　被測定波の振幅変動による影響を避けるため、減衰器の減衰量は周波数計へ十分な入力レベルを与える値とする。

⑷　バースト波を測定する場合は、ゲート開放時間をバースト区間の全体が測定できる時間にする。

３　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して、送信する。

⑵　変調を停止し、無変調波の連続送出とする。ただし、変調を停止し、無変調波の連続送出ができない場合は、無変調波の継続的バースト送出又はスペクトル分析器で周波数が測定できるような特徴的な周波数スペクトルを生じさせる変調状態とする。

４　測定操作手順

⑴　無変調波（連続又は継続的バースト）の場合は、周波数計で直接測定する。

⑵　バースト波の場合は、十分な精度が得られる時間について測定し、その平均値を算出し測定値とする。

⑶　特徴的な周波数スペクトルを生じさせるような試験モードの場合は、スペクトル分析器によりそのスペクトルの周波数を測定する。